

各自治体においては、里親制度の拡充を図り家庭的環境での愛着関係の形成や地域の中で子どもの個性を確保した養育を推進し、ひとりひとりの子どもの社会への巣立ちを支援していただくようお願いする。

特に、里親制度の拡充を実際に進める上で、里親制度の普及啓発や里親への支援を充実させることは極めて重要なことである。「里親支援機関事業」については、里親会等に事業の一部を委託する等の工夫をこらし、積極的かつ効果的な実施を図っていただきたい。

(3) 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の創設について

社会的養護において家庭的な養護を推進するという観点から、里親が5～6人程度の子どもを養育している事例（一部の自治体において「里親ファミリーホーム」と呼ばれている形態）を参考にしつつ、改正児童福祉法により小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。）を平成21年度より創設することとしたところである。

ファミリーホームは、

- ① 家庭的な環境である養育者の住居で子どもを養育できること
 - ② 複数の子どもが共に育つことによる相互作用も活かしつつ養育できること
 - ③ 複数の子どもを養育するための適切な体制を確保できること
- といったメリットを有する養育事業となっている。

具体的には、養育者の住居において5～6名程度の子どもが生活を送ることを前提とし、

- ① 養育者については、養育里親として2年以上同時に2人以上の委託児童の養育の経験を有する者など、要保護児童の養育に関し相当の経験を有する者とする
- ② 家事や養育の補助を行う者を確保しなければならないこと
- ③ 住居については、委託児童の日常生活に支障がないよう必要な設備を有し、養育者等が委託児童に対して適切な援助及び生活指導を行うことができる形態であること

等の要件を課すこととしている。

なお、ファミリーホームの単価の詳細については、後日交付要綱にてお示しする予定であるが、単価の中に含まれているものについては次のとおりである。

[事務費]

常勤職員1名、非常勤職員2名の人件費、その他旅費、庁費、職員研修費、補修費等の管理費

概ね、児童一人当たり月額約15万円程度（実員払いとする。地域により異なる。）

[事業費]

一般生活費、教育費、医療費等里親と同様

今後、この事業が増えることにより、家庭的な環境の下での養護の一

層の充実を図ることができるものと考えており、各自治体におかれては、ファミリーホームの推進に積極的に取り組んでいただくようお願いする。

(4) 施設退所後の支援について

社会的養護の下で育った子どもは、施設等を退所し自立するに当たって、保護者等から支援を受けられない場合が多く、その結果様々な困難に突き当たることが多い。このような子どもたちの自立への支援を進めるとともに、自立した後も引き続き子どもを受け止め、社会的に自立できるように継続的に支援を行うことが重要である。

このため、改正児童福祉法により児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）については、その充実・強化を図ることとしており、

- ① 高校進学率の上昇等を踏まえ、原則として満18歳未満の者としていた対象年齢を満20歳未満まで引き上げる
- ② 都道府県に対し事業の実施を義務付けるとともに、事業の費用について負担金化する
- ③ 子どもの自主性を尊重する観点から、利用形態を「都道府県による措置」から「子どもによる申込み」へ変更することを内容とする見直しを行ったところである。

なお、自立援助ホームの単価の詳細については、後日交付要綱にてお示しする予定であるが、単価の中に含まれているものについては次のとおり（定員6名の場合）である。

[事務費]

常勤職員2名、非常勤職員1名の人件費、その他旅費、庁費、職員研修費、補修費等の管理費

概ね、児童一人当たり月額約19万円程度（実員払いとする。地域により異なる。）

[事業費]

一般生活費（概ね1万円程度）のみ

また、平成20年度より、施設等を退所した子ども達が、生活や就業に関して気軽にスタッフに相談できる体制を整備するとともに、自助グループにおいて相互の意見交換等を行うことができるような場を提供するなど、施設退所者等の地域生活を支援する「地域生活・自立支援事業」をモデル事業として実施しているところである。

各自治体におかれては、自立援助ホームの設置促進をはじめとした、施設等を退所した子どもに対する自立支援施策に積極的に取り組んでいただくようお願いする。

(5) 児童福祉施設等におけるケアの充実について

ア 施設の小規模化の推進

近年、児童養護施設をはじめとする児童福祉施設においては、虐待を受けた子どもの入所が増加しているが、虐待等により愛着障害を起こしている子どもに適切なケアを行い、他者との関係性を回復していくためには、これまでの大規模集団による養育では限界があり、できる限り家庭的な環境の中で、職員との個別的な関係性を重視したきめ細かなケアを提供していくことが求められている。

このような趣旨から、ケア形態の小規模化を図るため、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設を対象とした小規模グループケアの実施並びに児童養護施設を対象とした地域小規模児童養護施設の設置を進めており、子ども・子育て応援プランにおいては、平成21年度までにあわせて845か所を計画的に整備していくこととされている。

平成20年7月からは小規模グループケアの複数設置（1施設あたり2か所まで）を認め、地域小規模児童養護施設についても2か所目以降の設置要件を緩和（本体施設の入所率：95%以上→90%以上）するなど、ケア形態の小規模化の一層の推進を図ることとしたところである。

平成21年度予算（案）においては、このプランの最終年に当たることから、引き続き計画に基づいた対象か所数の増を図ることとしており、これを活用してケア形態の小規模化の推進に努めていただきたい。

イ 基幹的職員の配置

報告書においては、社会的養護の質を確保するためには、その担い手となる施設職員の専門性を確保しつつ、計画的に育成するための体制を整備する必要があること、具体的には、施設において組織だったケアと人材育成が可能となるよう、自立支援計画の作成・進行管理、職員の指導等を行う基幹的職員（スーパーバイザー）の配置を義務付ける必要があることが指摘されている。

これを踏まえ平成21年度予算（案）においては、施設における一定の経験を有する者のうち、一定の研修を受け専門性を習得した者について基幹的職員として位置付け、これに要する費用の改善を図ることとしたところである。また、都道府県が行う基幹的職員を養成するための研修事業を創設することとしたところであり、カリキュラム案など具体的な内容については追ってお示しする予定である。

これらの活用により基幹的職員の配置の推進に努めていただきたい。

ウ 児童家庭支援センターの拡充

児童家庭支援センターは、これまで地域に根ざした事業を展開してきた児童福祉施設の相談指導に関する知見や、夜間・緊急時の対応、一時保護に当たっての施設機能の活用を図るため、児童福祉施設へ附置しなければならないこととされていた。

しかしながら近年、虐待等の相談件数が増加し、在宅の要保護児童やその保護者に対する指導を適切に行うことの重要性が増している中で、市町村などの機関においても、児童の相談支援を行う体制が整えられてきた。

このように、必ずしも従来の児童福祉施設に限らず在宅の要保護児童や保護者に対する相談支援を行うことができる機関も出てきていることから、改正法により児童家庭支援センターについて施設附置の要件を廃止し、こうした機関についても、児童家庭支援センターとなることを可能としたところである。

具体的な要件については、今後検討することとなるが、

- ・相談・支援を担当する職員を配置すること
- ・夜間や緊急時の対応が可能となる連絡体制を確保すること
- ・児童相談所など一時保護、ショートステイ等を実施できる機関と連携体制が取れていること

等を考えており、現在児童虐待関係で相談機能を有する公的団体や民間団体、妊産婦に対する相談支援を行っている医療機関などを想定している。これらの機関を活用することにより児童家庭支援センターの設置促進を図っていただくようお願いする。

エ 後期行動計画の策定について

改正児童福祉法により、次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画の策定に際し、社会的養護が次世代育成支援対策に含まれることを法律上明確化したところである。これを踏まえ、地域の実情に応じ改正する国の行動計画策定指針（厚生労働大臣等の告示）では、社会的養護体制の充実を図るため、社会的養護の提供量を見込む際に勘案する事項のほか、家庭的養護の推進や施設機能の見直し、自立支援策の強化、人材確保のための仕組みの強化等今後都道府県が計画を策定するに当たっての方向性や考え方をお示しする予定である。さらに、昨年10月に実施した社会的養護ニーズ把握調査の結果等に基づき、社会的養護の提供量の見込み方については具体的な例をお示しすることとしているので、各自治体におかれては適切に社会的養護が提供できる計画を策定していただきたい。

(6) 被措置児童等虐待の防止について

改正児童福祉法により、被措置児童等虐待の防止に関する事項を盛り込み、被措置児童等の権利擁護を図るため、適切な対応のための仕組みを整備することとしたところである。

今回の制度化では、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）が対応していない施設職員等による虐待に対応することをはじめとして、社会的養護に関する質を確保し、子どもの権利擁護を図るという観点から、下記のような事項が規定された。

- ・被措置児童等虐待の定義
- ・被措置児童等虐待に関する通告等
- ・通告を受けた場合に都道府県等が講ずべき措置
- ・被措置児童等の権利擁護に関して都道府県児童福祉審議会の関与

本年1月8日に開催された全国児童福祉主管課長会議において、「被措置児童等虐待ガイドライン（案）」について説明を行ったところであるが、都道府県においては、被措置児童等虐待に関して、都道府県の関係部局（社会的養護施設を所管する部局、障害児の施設を所管している部局など）の連携体制や通告等があった場合の具体的対応等の体制をあらかじめ定めること、都道府県児童福祉審議会の体制を整備することに加え、関係施設の協議会等との連携・協議を強化し、また、被措置児童等への周知や子どもの権利についての学習機会の確保を図ることを願う。 (関連資料36 (184頁))

その上で、子どもの福祉を守るという観点から、被措置児童等の権利が侵害されている場合や生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測される場合等には、被措置児童等を保護し、適切な養育環境の確保をお願いする。また、不適切な事業運営や施設運営が行われている場合には、事業者や施設を監督する立場から、児童福祉法に基づき適切な対応をお願いする。

すべての関係者が子どもの最善の利益の観点をしっかり持ち、法律事項についてはもちろんのこと、運用面での取組も含め、被措置児童等虐待の発生予防から早期発見、迅速な対応等のための様々な取組を総合的に進めていただきたい。